

証券総合取引約款・規定の改正について

平成 29 年 10 月

平成 29 年 10 月 10 日より、「つみたて NISA」制度受付開始に伴い、証券総合取引約款・規定を改正しますのでお知らせいたします。

【改正となる約款・規定】

- ①証券総合取引規定
- ②投資信託累積投資約款
- ③投資信託定時定額取引規定
- ④非課税上場株式等管理及び非課税累積投資に関する約款

以上

証券総合取引約款・規定集

証券総合取引規定	P1
証券振替決済口座管理約款	P6
投資信託累積投資約款	P11
投資信託定時定額取引規定	P14
証券特定口座約款	P18
非課税上場株式等管理及び	
非課税累積投資に関する約款	P24

株式会社 神奈川銀行

証券総合取引規定

（規定の趣旨）

第1条 この規定は、投資信託受益権（以下「投資信託」といいます。）の取引および国債の取引（以下、投資信託および国債を総称して「証券」または「有価証券」といい、これらの取引を総称して「証券総合取引」といいます。）について、お客様と株式会社神奈川銀行（以下「当行」といいます。）との間の権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。この規定に別段の定めがないときには、第2条各号に掲げる約款・規定によるものとします。

（総合取引の利用）

第2条 お客様は、この規定に基づいて次の各号に掲げる約款・規定（以下「約款等」といいます。）に係る取引をいつでもこの規定および約款等の定めるところにより、ご利用いただけます。

- ① 証券振替決済口座管理約款
- ② 投資信託累積投資約款
- ③ 投資信託定時定額取引規定
- ④ 証券特定口座約款
- ⑤ 非課税上場株式等管理及び非課税累積投資に関する約款

（申込方法等）

第3条 お客様は、当行所定の申込書に必要事項を記入の上、署名押印し、これを証券総合取引の取扱いをしている当行本支店（以下「取扱店」といいます。）に提出することによって、証券総合取引を申し込むものとなります。その際、犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に従い、取引時確認を行わせていただきます。

- 2 前項の申込みにあたっては、証券振替決済口座管理約款第1条に規定する有価証券に係るお客様の口座（以下「証券振替決済口座」といいます。）の開設も併せて申し込むものとなります。
- 3 第1項の申込書に押印する印鑑を、証券総合取引に係るお届出の印鑑（以下「お届出印」といいます。）とします。お届出印は、次条に定める指定預金口座のお届出印と同一の印鑑とします。
- 4 お客様は、当行が承諾した場合に限り証券総合取引を開始することができます。

（指定預金口座）

第4条 証券総合取引のお申込みをされる際には、当行がお客様にお支払いする金銭をご入金する預金口座（以下「指定預金口座」といいます。）を、あらかじめ指定していただきます。

- 2 指定預金口座は、取扱店におけるお客様名義の普通預金口座または当座預金口座とします。
- 3 証券総合取引に係る投資信託および国債の収益分配金や利金・償還金・解約代金・買取代金等は、指定預金口座に入金します。
- 4 指定預金口座に入金する場合には、その都度のお客様からの受領書の受入れは不要とします。
- 5 指定預金口座を変更するときは、当行所定の申込書により届け出てください。
- 6 当行が、投資信託および国債の収益分配金や利金・償還金・解約代金・買取代金等をお支払いする場合で、指定預金口座に入金するときは、取引報告書（契約締結時交付書面）およびその他書面に入金金額等を記載してお送りしますので、その内容をご確認ください。

（取引残高報告書等の送付）

- 第5条 証券総合取引の申込みをされ、証券振替決済口座に有価証券の残高があるお客様には、原則として3か月ごとに取引残高報告書を送付します。ただし、証券振替決済口座に有価証券の残高はあるものの1年以上取引がないお客様には、年1回以上送付します。
- 2 前項にかかわらず、お客様が取引の都度取引残高報告書の交付を受けることを当行にご請求されたときは、取引にかかる受渡決済後遅滞なく交付するものとします。
 - 3 前二項の取引残高報告書には、お客様が対象期間に取引された有価証券の約定年月日、受渡年月日、購入または解約等の別、銘柄、単価、購入時手数料等を含む受渡し金額などが記載されています。
 - 4 取引残高報告書の記載内容にご不審な点があるときは、速やかに取引残高報告書に記載されている連絡先まで直接ご連絡ください。取引残高報告書の到着後、15日以内にご連絡がなかった場合、当行は、その記載事項のすべてについて承諾いただいたものとして取り扱わせていただきます。
 - 5 当行は、第1項にかかわらず、お客様が特定投資家（金融商品取引法第2条第31項に規定する特定投資家（同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項（同法第34条の4第6項において準用する場合を含みます。）の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。）をいいます。）である場合であって、当該お客様からの取引残高報告書に関する事項についての照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当行が定めるところにより取引残高報告書の送付を行わないことがあります。
 - 6 当行が届出のあった名称、住所にあてて取引残高報告書その他の送付書類を発送または通知を行った場合、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。

（免責事項）

第6条 当行は、次の各号に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。

- ① 次条第1項による届出の前に生じた損害
- ② 当行所定の書類等に使用された印影を、お届け印と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて有価証券の振替または換金、その他の取扱いをした上で、当該書類等について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害
- ③ 当行所定の書類等に使用された印影がお届け印と相違するため、有価証券の振替または換金、その他の取扱いをしなかった場合に生じた損害
- ④ 災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、または当行の責めによらない事由により、記録設備の故障等が発生したため、有価証券の振替または換金に直ちには応じられない場合に生じた損害
- ⑤ 前号の事由により、有価証券の記録が滅失等した場合または証券振替決済口座管理約款第10条による償還金等の指定預金口座への入金が遅延した場合に生じた損害
- ⑥ 証券振替決済口座管理約款第16条の事由により、当行が臨機の処置をした場合に生じた損害
- ⑦ 当行が金銭を指定預金口座へ入金した後に生じた損害
- ⑧ 電信または郵便の誤配、遅延等、当行の責に帰すことのできない事由により生じた損害

（届出事項の変更手続き）

第7条 お届け印を失ったとき、またはお届け印、氏名もしくは名称、住所、「証券振替決済口座管理約款」

第3条の2に定める共通番号その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当行所定の手続きにより届け出てください。

- 2 前項により届出があった場合、当行はお客さまに「個人番号カード」等および運転免許証、印鑑登録証明書、戸籍抄本、住民票の写し、その他必要と思われる書類等をご提出いただくことがあります。また、所定の手続きが完了した後でなければ有価証券の振替または換金、契約の解約のご請求には応じません。この間、相当の期間を置き、また、保証人を求めることがあります。
- 3 第1項による変更後は、変更後の印鑑、氏名または名称、住所、共通番号等をもってお届け印、氏名または名称、住所、共通番号等とします。

(成年後見人等の届出)

第8条 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当行に届け出てください。

- 2 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当行に届け出てください。
- 3 すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前二項と同様に届け出てください。
- 4 前三項の届出事項に取消または変更が生じた場合にも同様に届け出てください。
- 5 前四項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

(反社会的勢力との取引拒絶)

第9条 この規定に定める証券総合取引は、次条第2項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができるものとし、次条第2項各号のひとつにでも該当する場合には、当行は証券総合取引をお断りするものとします。

(解約等)

第10条 証券総合取引に係る契約は、次の場合に解約されます。また、証券振替決済口座管理約款第4条による当行からの申し出により契約が更新されないときも同様とします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに当行所定の手続きをとり、お客様の有価証券を他の口座管理機関へお振替えください。証券振替決済口座管理約款第7条において定める振替を行えない場合は、当該有価証券を換金し、金銭によりお返しすることがあります。なお、この契約の解約によって生じた損害について、当行は責任を負いません。

- ① お客様から証券総合取引の解約のお申し出があった場合
- ② お客様から証券振替決済口座の解約のお申し出があったとき
- ③ お客様が所定の手数料を支払わないとき
- ④ お客様に相続の開始があったとき
- ⑤ お客様が、この規定の定めに違反したとき
- ⑥ 第13条に定める規定等の変更に同意されないとき
- ⑦ 証券振替決済口座におけるお客様の有価証券の残高が一定期間以上ないとき
- ⑧ やむを得ない事由により、当行が解約を申し出た場合

- 2 前項のほか、次の各号のいずれかに該当すると当行が判断し、お客様と取引を継続することが不適切であ

る場合には、当行は証券総合取引を停止し、またはお客様に通知することにより、証券総合取引に係る契約を解約することができるものとします。この場合、当行は前項に準じて、お客様の有価証券については振替または換金の手続きを行います。なお、この契約の解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

- ① お客様が当行との取引開始時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ② お客様が暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「暴力団員等」といいます。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
 - イ 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - ロ 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - ハ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - ニ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - ホ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- ③ お客様が、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合
 - イ 暴力的な要求行為
 - ロ 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ハ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ニ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - ホ その他イからニに準ずる行為

3 第1項および第2項による有価証券の振替手続きが遅延したときは、遅延損害金として振替が完了した日までの手数料相当額をお支払いください。この場合、投資信託および国債の償還金、解約金、収益の分配金や利金などの預り金があるときは、遅延損害金に充当しますが、不足額が生じたときは、直ちにお支払いください。

（換金時の取扱い）

第11条 前条に基づき、お客様の証券振替決済口座に記載または記録されている有価証券を換金するにあたっては、当行の定める方法により、お客様の指示に従って、換金を行った上、金銭によりお返しします。

（個人情報等の取扱い）

第12条 米国政府および日本政府からの要望により、当行は、お客様が外国口座コンプライアンス法（FATCA）上の報告対象として以下の①、②または③に該当する場合および該当する可能性があるとき当行が判断する場合、米国税務局における課税執行のため、お客様の情報（氏名/名称、住所/所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報）を米国税務当局に提供することがありますが、この約款の定めにより、お客様の当該情報が米国税務当局へ提供されることおよび当該提供に必要なお客様の情報（米国納税者番号等）をお客様が開示することについて

て同意いただいたものとして取り扱います。

- ① 米国における納税義務のある個人、法人またはその他の組織
- ② 米国における納税義務のある個人が実質的支配者となっている非米国人またはその他の組織
- ③ FATCA の枠組みに参加していない金融機関(米国内国歳入法 1471 条および 1472 条の適用上、適用外受益者として扱われる者を除きます。

(規定等の変更)

第 13 条 この規定および第 2 条各号に定める約款等（以下「規定等」といいます。）は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要な事由が生じたときに改定されることがあります。なお、改定の内容が、お客様の従来の特権を制限するもしくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、その改定事項を通知します。この場合、所定の期日までに異議の申立てがないときは、規定等の改定に同意いただいたものとして取り扱います。

2 前項の通知は、変更の影響が軽微であると判断される場合には、当行ホームページへの掲載によって代えることがあります。

(合意管轄)

第 14 条 この規定等に基づく取引に関する訴訟については、取扱店の所在地を管轄する裁判所のうちから、当行が管轄裁判所を指定できるものとします。

以 上
平成 29 年 10 月改正

証券振替決済口座管理約款

(約款の趣旨)

- 第1条 この約款は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」といいます。）に基づく振替制度において取り扱う有価証券（以下「有価証券」といいます。）に係るお客様の口座（以下「証券振替決済口座」といいます。）を株式会社神奈川銀行（以下「当行」といいます。）に開設するに際し、当行とお客様との間の権利義務関係を明確にするために定めるものです。
- 2 この約款に記載する振替機関とは、振替法の定めるところにより国債については日本銀行、投資信託受益権（以下「投資信託」といいます。）については株式会社証券保管振替機構（以下「機構」といいます。）を指します。
- 3 また、投資信託の範囲については、機構の社債等に関する業務規程に定めるものとします。

(証券振替決済口座)

- 第2条 証券振替決済口座は、振替法に基づく口座管理機関として当行が備え置く振替口座簿において開設します。
- 2 証券振替決済口座には、振替機関が定めるところにより、国債については種別および内訳区分、投資信託については内訳区分を設けます。この場合において、質権の目的である有価証券の記載または記録をする内訳区分（以下「質権口」といいます。）と、それ以外の有価証券の記載または記録をする内訳区分（以下「保有口」といいます。）とを別に設けて開設します。
- 3 当行は、お客様が有価証券についての権利を有するものに限り証券振替決済口座に記載または記録します。

(証券振替決済口座の開設)

- 第3条 証券振替決済口座の開設にあたっては、あらかじめ、お客様から当行所定の申込書によりお申込みいただきます。その際、犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に従い取引時確認を行わせていただきます。
- 2 当行は、お客様から証券振替決済口座開設の申込みを受け、これを承諾したときは、遅滞なく証券振替決済口座を開設し、お客様にその旨を連絡します。
- 3 証券振替決済口座は、この約款に定めるところによるほか、振替法その他の関係法令および機構の社債等に関する業務規程その他の定めに従って取り扱います。お客様には、これら法令諸規則および振替機関が講ずる必要な措置並びに日本銀行の国債振替決済業務規程並びに機構が定める機構の振替業の業務処理方法に従うことにつき約諾していただき、本約款の交付をもって、当該約諾に係る書面の提出があったものとして取り扱います。

(共通番号の届出)

- 第3条の2 お客様は、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関連法令の定めに従って、証券振替決済口座を開設するとき、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号または同条第15項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令の定めがある場合に、お客様の共通番号を当行にお届けいただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。

(契約期間等)

第4条 この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月末日までとします。

2 この契約は、お客様からのお申し出または当行から申し出のない限り、期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。なお、継続後も同様とします。

(当行への届出事項)

第5条 当行所定の申込書に押印された印影および記載された住所、氏名または名称等をもって、お届けの印鑑（以下「お届け印」といいます。）、住所、氏名または名称、共通番号等とします。なお、お客様が法人である場合には、当該法人における代表者の役職氏名等をもって、お届けの氏名または名称、住所、生年月日、共通番号、印鑑等とします。

(振替の申請)

第6条 お客様は、証券振替決済口座に記載または記録されている有価証券について、次の各号に定める場合を除き、当行に対し、振替の申請をすることができます。

- ① 差押えを受けたものその他の法令の規定により振替またはその申請を禁止されたもの
- ② 法令の規定により禁止された譲渡または質入れに係るものその他振替機関が定めるもの
- ③ 国債の償還期日または利子支払期日の3営業日前から前営業日までの範囲内において日本銀行が定める期間中に振替を行うもの
- ④ 投資信託の収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日において振替を行うもの（当行の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）
- ⑤ 投資信託の償還金の処理のために発行者が指定する償還日までの振替停止の期間（以下「振替停止期間」といいます。）中の営業日において振替を行うもの（当行の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）
- ⑥ 投資信託の償還日の翌営業日において振替を行うもの（振替を行おうとする日の前営業日以前に当行の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）
- ⑦ 投資信託の販社外振替（振替先または振替元が指定販売会社ではない口座管理機関等である振替のうち、機構の販社外振替情報管理機能を利用するものをいいます。）を行うための振替の申請においては次に掲げる日において振替を行うもの
 - イ 収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日の前営業日（振替を行う日の前営業日以前に振替の申請を行う場合を除きます。）
 - ロ 収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日
 - ハ 償還日前々営業日までの振替停止期間中の営業日（当行の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）
 - ニ 償還日前営業日（当該営業日が振替停止期間に該当しない場合においては、振替を行う日の前営業日以前に振替の申請を行う場合を除きます。当該営業日が振替停止期間に該当する場合においては、当行の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）
 - ホ 償還日
 - ヘ 償還日の翌営業日
- ⑧ 振替先口座管理機関において、振替の申請を行う銘柄の取扱いをしていない等の理由により、振替を受け付けられないもの

- 2 前項に基づきお客様が振替の申請を行うにあたっては、その6営業日前までに次に掲げる事項を当行所定の依頼書に記入の上、お届け印により署名押印して提出ください。
- ① 当該振替において減少および増加の記載または記録がされるべき有価証券の銘柄および金額または数量
 - ② 国債においては、お客様の証券振替決済口座において減少の記載または記録がされるべき種別および内訳区分、投資信託については、お客様の証券振替決済口座において減少の記載または記録されるのが、保有口か質権口かの別
 - ③ 振替先口座およびその直近上位機関の名称
 - ④ 振替先口座において、国債については増加の記載または記録がされるべき種別および内訳区分、投資信託については、お客様の証券振替決済口座において増加の記載または記録されるのが、保有口か質権口かの別
 - ⑤ 振替を行う日
- 3 前項第1号の金額または数量は、国債においてはその最低額面金額の整数倍、投資信託においては1口の整数倍（投資信託約款に定める単位（同約款において複数の一部解約単位が規定されている場合には、そのうち振替先口座管理機関が指定した一部解約単位）が1口超の整数の場合は、その単位の整数倍とします。）となるよう提示しなければなりません。
- 4 振替の申請が、証券振替決済口座の内訳区分間の場合には、第2項第3号の提示は必要ありません。また、同項第4号については、「振替先口座」を「お客様の証券振替決済口座」として提示してください。
- 5 当行に有価証券の買取りを請求される場合、前各項の手続きをまたずに有価証券の振替の申請があったものとして取り扱います。

（他の口座管理機関への振替）

第7条 当行は、お客様から申し出があった場合には、他の口座管理機関へ振替を行うことができます。ただし、当該他の口座管理機関において、お客様から振替の申し出があった銘柄の取扱いをしていない等の理由により、振替を受け付けない場合、当行は振替の申し出を受け付けないことがあります。また、当行で、有価証券を受け入れるときは、渡し方の依頼人に対し振替に必要な事項（当行名および口座を開設している支店名、口座番号、口座名等。担保の設定の場合は加えて、保有口か質権口の別等）を連絡ください。上記連絡事項に誤りがあった場合には、正しく手続きが行われないことがあります。

- 2 前項において、他の口座管理機関へ振替を行う場合には、あらかじめ当行所定の振替依頼書によりお申込みください。この場合、当行所定の手数料をお支払いいただきます。

（担保の設定）

第8条 お客様の有価証券について、担保を設定される場合は、当行が認めた場合の質権の設定についてのみ行うものとし、この場合、振替機関が定めるところに従い、当行所定の手続きによる振替処理により行います。

（みなし抹消申請または抹消申請の委任）

第9条 証券振替決済口座に記載または記録されている有価証券が償還またはお客様の請求により解約もしくは当行に買取を請求される場合には、国債においては振替法に基づく抹消の申請があったものとみなし、投資信託においては当該有価証券について、お客様から当行に対し振替法に基づく抹消の申請に関する手

続きを委任していただいたものとして、当該委任に基づき、当行がお客様に代わってお手続きさせていただきます。

(償還金、換金代金および収益分配金並びに利金の代理受領等)

第10条 証券振替決済口座に記載または記録されている有価証券(差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消またはその申請を禁止されたものを除きます。)の償還金(繰上償還金および定時償還金を含みます。以下同じ。)、換金代金および収益分配金並びに利金の支払いがあるときは、次のとおり取扱います。

- ① 振替国債においては日本銀行が代理して国庫から受領したうえ、当行がお客様に代わって日本銀行からこれを受領し、お客様の指定口座に入金します。
- ② 投資信託においては、当該投資信託の受託銀行から当行がお客様に代わってこれを受領し、証券総合取引規定第4条の規定により指定するお客様の指定預金口座に入金します。

(お客様への連絡事項)

第11条 当行は、有価証券について、次の事項をお客様に通知します。

- ① 償還期限(償還期限がある場合に限ります。)
 - ② 残高照合のための報告
 - ③ お客様に対して振替機関から通知された事項
- 2 前項の残高照合のための報告は、有価証券の残高に異動があった場合に、当行所定の時期に年1回以上通知します。また、法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的に通知する場合には、残高照合のための報告内容を含めて行います。
- 3 当行が届出のあった名称、住所にあてて取引残高報告書その他の送付書類を発送または通知を行った場合、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。

(口座管理料)

第12条 当行は、口座を開設したときは、その開設時および口座開設後1年を経過するごとに所定の料金をいただくことがあります。

- 2 当行は、前項の場合、買取代金または解約金等の預り金があるときは、それから充当することがあります。また、料金のお支払いがないときは、国債の償還金、利子または買取代金等、投資信託の償還金、解約金、収益の分配金の支払いのご請求には応じないことがあります。

(当行の連帯保証義務)

第13条 振替機関または日本証券代行株式会社(上位機関)が、振替法等に基づき、お客様(振替法第11条第2項に定める加入者に限ります。)に対して負うこととされている、次の各号に定める義務の全部の履行については、当行がこれを連帯して保証します。

- ① 有価証券の振替手続きを行った際、振替機関または日本証券代行株式会社(上位機関)において、誤記帳等により本来の数量より超過して振替口座簿に記載または記録がされたにもかかわらず、振替法に定める超過記載または記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた有価証券の超過分(有価証券を取得した者のないことが証明された分を除きます。)の償還金、買取代金または解約金等、収益の分配金および利金の支払いをする義務

- ② その他、振替機関または日本証券代行株式会社（上位機関）において、振替法に定める超過記載または記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた損害の賠償義務

（振替機関において取り扱う有価証券の一部の銘柄の取扱いを行わない場合の通知）

第 14 条 当行は、振替機関において取り扱う有価証券のうち、当行が指定販売会社となっていない銘柄については取り扱いません。

2 当行は、当行における有価証券の取扱いについて、お客様からお問合せがあった場合には、お客様にその取扱いの可否を通知します。

（解約等）

第 15 条 この契約は、証券総合取引規定第 10 条第 1 項または第 2 項のいずれかに該当した場合には解約されます。なお、解約の手続き等については、同条の規定を準用するものとします。

（緊急措置）

第 16 条 法令の定めるところにより有価証券の振替を求められたとき、または店舗等の火災等緊急を要するときは、当行は臨機の処置をすることができるものとします。

（その他）

第 17 条 この約款に別段の定めがないときは、証券総合取引規定および同規定第 2 条各号に定める約款・規定によるものとします。

以 上
平成 28 年 1 月改正

投資信託累積投資約款

(約款の趣旨)

第1条 この約款は、お客様と株式会社神奈川銀行（以下「当行」といいます。）との間の、投資信託受益権（以下「投資信託」といいます。）の累積投資取引に関する取り決めです。この約款に別段の定めがないときには、証券総合取引規定および同規定第2条各号に定める約款・規定によるものとします。

(定義)

第2条 累積投資取引とは、あらかじめ定められた方法により、お客様の指定預金口座（証券総合取引規定第4条の規定により指定する指定預金口座をいいます。以下同じ。）から引き落した金銭または証券振替決済口座に記載または記録されている投資信託の収益分配金等の金銭を対価として同一種類の投資信託の買付注文を定期的・継続的に行い、取得することをいいます。なお、累積投資取引のために、お客様の金銭を分別する口座を「累積投資口座」といいます。累積投資口座でお預かりしたお客様の金銭に対しては、利子、その他いかなる名目による対価もお支払いしません。

(累積投資契約の申込方法)

第3条 お客様が、累積投資取引を開始するときは、当行所定の申込書に必要事項を記入の上、署名押印し、これを当行に提出することによって累積投資契約（以下「契約」といいます。）を申し込むものとし、当行が承諾した場合に限り契約を締結することができます。

2 当行は、前項の申込みを受け、当行が承諾した場合には直ちにお客様の「累積投資口座」を開設します。

(個別累積投資取引の申込方法)

第4条 お客様が、個別銘柄の累積投資取引を開始するときは、前条規定の契約を締結した上で、当行所定の申込書に必要事項を記入の上、署名押印し、当行に提出いただくことによって申し込むものとします。ただし、当行が累積投資取引の対象としていない投資信託については当該申込みをすることはできません。なお、お客様が、当行が別に定める「非課税上場株式等管理及び非課税累積投資に関する約款」に定める非課税累積投資契約に基づき、お客様の非課税口座に設けられた累積投資勘定で行う取引（以下「つみたてNISA」といいます。）での取得のお申込みをすることができる投資信託の銘柄については、つみたてNISA以外の累積投資取引による取得のお申込みや、累積投資取引によらない取得のお申込みをすることはできません。

2 累積投資取引のうち投資信託定時定額取引の申込方法等については「投資信託定時定額取引規定」によるものとし、つみたてNISAでのお申込みをされる場合には、非課税累積投資に関する約款の規定にも従うものとします。

(買付けの時期および価額)

第5条 当行は、お客様からこの契約に係る投資信託の買付けの申込みがあったときは、証券総合取引規定その他の約款・規定、当該投資信託の目論見書等の定めるところにより、当該投資信託の買付けを行います。

2 前項の買付価額は、原則として当該買付約定日の基準価額に所定の手数料および消費税を加えた額とします。

3 買付けされたこの契約に係る投資信託の所有権およびその収益分配金または元本に対する請求権は、当該

買付けのあった日からお客様に帰属するものとします。

(振替口座簿への記載または記録による管理)

第6条 この契約に係る投資信託は、証券振替決済口座への記載または記録により管理します。

(収益分配金の再投資)

第7条 この契約に係る投資信託の収益分配金は、お客様に代わって当行が受領の上、その全額から所定の税金等を差引いた後、お客様の累積投資口座に繰り入れ、当該投資信託の目論見書の定めに従い、当該投資信託の買付けを行います。なおこの場合、買付けの手数料は無料とします。

(収益分配金の再投資の停止)

第8条 前条に規定する収益分配金の再投資を停止する場合には、当行所定の申込書に必要事項を記入の上、署名押印し、当行に提出いただくものとします。その場合、それ以後の収益分配金については指定預金口座に入金するものとします。ただし、日々決算型の投資信託については、収益分配金の再投資を停止することはできません。

2 前項で停止した収益分配金の再投資を再開する場合には、当行所定の申込書に必要事項を記入の上、署名押印し、当行にご提出いただくものとします。

(最低換金単位)

第9条 この契約に係る投資信託の換金注文については、当行所定の最低換金単位を指定して換金できるものとします。

(換金または振替)

第10条 当行は、お客様からこの契約に係る投資信託の換金の申込みを受けたときは、証券総合取引規定その他の約款・規定、当該投資信託の目論見書等の定めるところに従い、当該投資信託の換金を行います。

2 前項の申込みは、当行所定の手続きによってこれを行うものとします。この場合、当該投資信託の目論見書に記載された価額により当該投資信託を換金し、当該換金に係る費用等(換金に係る手数料が係る場合は当該手数料およびそれに伴う消費税、信託財産留保額、換金に伴い源泉徴収等がされる場合には当該税金等)を差し引いた金銭を、当該投資信託の目論見書に規定する所定の日以後に、お客様の指定預金口座に入金します。

3 クローズド期間のある投資信託についての当該クローズド期間中の第1項および第2項の適用については、次の各号のいずれかの事由に該当する場合に限り行うものとします。

- ① お客様が死亡したとき
- ② お客様が天災地変その他不可抗力により財産の大部分を滅失したとき
- ③ お客様が破産宣告を受けたとき
- ④ お客様が疾病により生計の維持ができなくなったとき
- ⑤ その他前各号に準ずる事由があるものとして、当行が認めるとき

4 お客様が、この契約に係る投資信託を他の金融商品取引業者等への振替を希望される場合には、証券振替決済口座管理約款第7条の規定に従って振替の手続きをするものとします。

(累積投資取引の解約)

第 11 条 この契約は、証券総合取引規定第 10 条第 1 項または第 2 項のいずれかに該当したとき、もしくは次の各号のいずれかに該当したときに解約されるものとします。

- ① お客様から累積投資契約の解約のお申し出があったとき
- ② 当行が累積投資業務を営むことができなくなったとき
- ③ この契約に係る投資信託が償還されたとき

2 この契約が解約されたときには、当行は累積投資口座で管理中の金銭については指定預金口座に入金するとともに、この契約に係る投資信託についてはお客様の指示に従いお取扱いします。

以 上

平成 29 年 10 月改正

投資信託定時定額取引規定

（規定の趣旨）

- 第1条 この規定は、お客様と株式会社神奈川銀行（以下「当行」といいます。）との間の次条に規定する投資信託定時定額取引（以下「本サービス」といいます。）に関する取り決めです。
- 2 この規定に別段の定めがないときは、証券総合取引規定および同規定第2条各号に定める約款・規定（お客様が、当行が別に定める「非課税上場株式等管理及び非課税累積投資に関する約款」に定める非課税累積投資契約に基づき、お客様の非課税口座に設けられた累積投資勘定で行う取引（以下「つみたてNISA」といいます。）での買付けをすることができる投資信託の銘柄については、当該約款を含みます。）、本サービスの対象となる投資信託の目論見書によるものとします。

（投資信託定時定額取引）

- 第2条 本サービスは、毎月、あらかじめ定められた日を買付けの申込受付日とし、あらかじめ指定していただいた投資信託受益権（以下「投資信託」といいます。）を自動的に買付けするものです。
- 2 本サービスにおいて当行が取り扱う投資信託の銘柄については、当行が別途定める銘柄（以下「対象銘柄」といいます。）とします。
- 3 お客様は、対象銘柄の中から買付けを希望する銘柄（以下「指定銘柄」といいます。）を1銘柄以上指定し、買付けの申込みを行うものとします。

（申込方法）

- 第3条 お客様は、当行所定の申込書に必要事項を記入の上、証券総合取引規定第3条により届出された印鑑により署名押印し、これを当行に提出することによって本サービスを申し込むものとし、当行が承諾した場合に限り本サービスを利用することができます。
- ただし、お客様が当該約款に基づき、つみたてNISAでの取得のお申込みをすることができる投資信託の銘柄として、当行ホームページに掲載した投資信託については、つみたてNISA以外の累積投資取引による取得のお申込みや、累積投資取引によらない取得のお申込みをすることはできません。
- 2 お申込みにあたっては、投資信託累積投資約款第3条による累積投資契約を締結して、累積投資口座を開設していただきます。ただし、すでに累積投資契約が締結済みであるときはこの限りではありません。

（払込方法）

- 第4条 お客様は、指定銘柄の買付けにあてるため、毎月1指定銘柄につき1回、あらかじめお客様が申し出た一定額の金銭（以下「振替金額」といいます。）を当行所定の日（ただし、当該日が銀行休業日の場合は、翌営業日とします。以下「振替日」といいます。）に証券総合取引規定第4条の規定により指定する預金口座（以下「指定預金口座」といいます。）からの引落しにより払込みを行うものとします。
- 2 前項の振替は普通預金規定、当座勘定規定にかかわらず、小切手または預金払戻請求書および通帳等の提出を受けることなく指定預金口座から当行所定の方法で引き落とすものとします。なお、総合口座貸越、カードローン、当座貸越を利用した引落しは行いません。
- 3 振替金額は、1指定銘柄につき1万円以上1千円単位の金額とします。ただし、お客様がつみたてNISAでの買付けをする場合は、当該指定銘柄の購入の代価（振替金額から、第5条第3項に定める買付け手数料や消費税等を除いたものとし、所定の手数料がゼロの場合は買付価額と同額とします。以下、本項

において同じ。)の各年ごとの合計額(つみたてNISAで複数銘柄の買付けを申込み場合は、申込み全銘柄の購入の代価の各年ごとの合計額)が40万円を超えることとなるような振替金額の指定はできません。

- 4 年間2回まで、振替金額を増額して、指定預金口座から引き落とし、指定銘柄の買付けを行うことができます。この場合は、1指定銘柄・1回につき千円単位の増額のお申込みができます。ただし、お客様がつみたてNISAでの買付けをする場合は、つみたてNISAで買付しようとする全銘柄についての、前項の振替金額と本項の増額金額(第5条第3項に定める買付け手数料や消費税等を除いた金額とし、所定の手数料がゼロの場合は当該増額金額とします。)との各年ごとの合計額が40万円を超えることとなるような増額金額の指定はできません。
- 5 振替日において、指定預金口座の引落とし可能残高が振替金額に満たない場合は、お客様に通知を行わず、またその月の振替および指定銘柄の買付けを行いません。この場合、買付けを行わなかったことにより生じた損害について、当行は責を負いません。また、買付けを行わなかった分については、次回振替日以降も振替および買付けは行いません。
- 6 2銘柄以上の指定銘柄を選択されているお客様の指定預金口座の引落とし可能残高が振替日に各指定銘柄の振替金額の合計額に満たない場合は、買付けの優先順位を当行が決め、必要金額を引き落とします。なお、この場合、当行はお客様に対して事前の通知を行いません。また、この取扱いによって何らかの損害がお客様に生じたとしても、当行は責任を負いません。
- 7 振替日に、本サービスを含め指定預金口座からの引落としが複数あり、その引落としの総額が指定預金口座の引落とし可能残高を超えるときは、そのいずれを引き落とすかは当行の任意とします。

(買付時期および価額等)

第5条 当行は、振替日においてお客様の指定預金口座からの振替が成立した場合に限り、指定銘柄の買付けの申込みがあったものとし、当該金額を当行がお預かりし、この規定および投資信託累積投資約款、その他の約款・規定の定めに従って、当該振替日の翌々営業日に指定銘柄の買付けを行います。

- 2 前項の買付価額は、指定銘柄の目論見書に定める価額とします。
- 3 第1項の指定銘柄の買付けに手数料や消費税等が必要な場合には、振替金額から差し引くものとします。
- 4 第1項の規定にかかわらず、市場の休場等により当該指定銘柄の投資信託委託会社(以下「委託会社」といいます。)が買付けの申込みの受け付けを中止または取り消した場合には、翌営業日以降最初に買付けが可能な日に、買付けを行います。

(申込内容の変更等)

第6条 お客様は、所定の手続きによって当行に申し出ることにより、申込内容の変更等を行うことができます。

(投資信託の振替および収益分配金の再投資)

第7条 投資信託の振替および収益分配金の再投資は、証券振替決済口座管理約款および投資信託累積投資約款の規定に基づき行うものとします。

(取引および残高の通知)

第8条 当行は、本サービスに基づくお客様への取引明細および残高明細の通知を、以下の各号により行うものとしします。

① 取引の明細

第5条に基づく取引の明細については、3か月に1回以上、期間中の指定銘柄ごとの買付明細および銘柄ごとの買付合計金額、取得合計口数等を記載した「取引残高報告書」により通知します。

② 金銭および残高明細

指定銘柄の買付預り金および残高については、前号に規定する「取引残高報告書」に記載してお客様に通知します。

2 前項の規定にかかわらず、該当取引がない場合には、別途、1年に1回以上取引残高報告書によりお客様に通知することがあります。

(対象銘柄の除外)

第9条 対象銘柄が以下の各号のいずれかに該当した場合、当行は当該銘柄を対象銘柄から除外することができるものとしします。

① 当該対象銘柄が償還されることとなった場合、もしくは償還された場合

② その他当行がやむを得ない事情により必要と認める場合

(本サービスの停止)

第10条 当行は、次の各号に掲げる委託会社および当行のやむを得ない事情により、本サービスを一時的に停止することがあります。

① 委託会社が、指定銘柄の財産資金管理を円滑に行うため、その設定を停止した場合

② 委託会社の登録取消し、営業譲渡等および受託銀行の辞任等により、指定銘柄の設定が停止されている場合

③ 災害・事変その他の不可抗力と認められる事由により、当行が本サービスを行うことができない場合

④ その他、当行がやむを得ない事情により本サービスを停止せざるを得ないと判断した場合

(本サービスの解約)

第11条 本サービスは、証券総合取引規定第10条第1項または第2項のいずれかに該当したとき、もしくは次の各号のいずれかに該当した場合、解約されるものとしします。

① お客様が当行所定の手続きにより、本サービスの解約を申し出られた場合

② お客様が累積投資契約を解約された場合

③ 当行が本サービスを営むことができなくなった場合

④ 当行が本サービスの解約を申し出た場合

⑤ 第9条の規定により指定銘柄が対象銘柄から除外されたとき

⑥ 一定期間指定銘柄の買付けがなされなかった場合

2 前項に定める場合のほか、当該約款に定める非課税累積投資契約に基づく本サービスのご利用については、次の各号のいずれかに該当することとなる場合には、各号に定めるときをもって、本サービスが終了するものとしします。

① お客様が当該約款第9条の3の規定により累積投資勘定から非課税管理勘定への勘定の変更を

行う場合、非課税管理勘定（または累積投資勘定）が新たに設定される日

- ② 当該約款第15条の規定に基づき、非課税口座が廃止される場合、非課税口座が廃止される日
- ③ お客様が当該約款第5条の規定により累積投資勘定を廃止する場合、累積投資勘定が廃止される日

（その他）

第12条 当行は、この契約に基づいてお預かりした金銭に対しては、いかなる名目によっても利子をお支払いしません。

以 上

平成29年10月改正

証券特定口座約款

（約款の趣旨）

- 第1条 この約款は、お客様（個人のお客様に限ります。）が租税特別措置法（以下「法」といいます。）第37条の11の3第1項の規定により、特定口座内保管上場株式等（特定口座に係る振替口座簿に記載または記録がされる上場株式等をいいます。なお、この約款において「上場株式等」とは法第37条の11第2項に規定する上場株式等のうち、国債および投資信託をいいます。以下同じ。）の譲渡に係る所得計算等の特例の適用を受けるために、株式会社神奈川銀行（以下「当行」といいます。）に開設される特定口座に関する事項および当行との権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。
- 2 前項のほか、お客様が法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算および源泉徴収等の特例の適用を受けるために、当行に開設された特定口座（次条第4項に定める特定口座源泉徴収選択届出書の提出により開設される「源泉徴収選択口座」に限ります。）における上場株式等の配当等（法第9条の3の2第1項に規定する「上場株式等の配当等」のうち、国債の利子および投資信託の収益分配金に限ります。以下同じ。）の受領について、法第37条の11の6第4項第1号に規定される要件および当行との権利義務関係を明確にすることも目的とします。
- 3 お客様と当行の間における、各種サービス、取引の内容や権利義務関係に関する事項については、諸法令およびこの約款に定めがある場合を除き、証券総合取引規定および同規定第2条各号に定める約款・規定等の定めるところにより取り扱うものとします。

（特定口座の申込方法）

- 第2条 お客様が、当行に特定口座を開設する場合には、当行所定の特定口座開設届出書（法第37条の11の3第3項第1号に規定されるものをいいます。以下同じ。）に必要事項を記入の上、署名押印し、これを当行に提出することにより申し込むものとします。その際、お客様には租税特別措置法施行規則第18条の12第3項に基づき、同項各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類および住民票の写し、印鑑登録証明書、運転免許証その他当行が必要と認める書類等を提示いただき、氏名、生年月日、住所及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいいます。以下同じ。）を告知し、法その他の法令で定める本人確認を受けていただきます。
- 2 お客様が当行に特定口座を開設されるには、あらかじめ当行に証券振替決済口座（証券振替決済口座管理約款第1条に規定する証券振替決済口座をいいます。）を開設していただく必要があります。
- 3 お客様は当行で1口座に限り特定口座を開設することができます。
- 4 お客様が特定口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得について源泉徴収を希望される場合には、その年最初の特定口座内保管上場株式等の譲渡等のときまでに、当行に特定口座源泉徴収選択届出書（法第37条の11の4第1項に規定されるものをいいます。以下同じ。）を提出していただきます。また、当該特定口座源泉徴収選択届出書が提出された年の翌年以降は、お客様からその年の最初の特定口座内保管上場株式等の譲渡等のときまでに特に申し出がない限り、当該特定口座源泉徴収選択届出書の提出があったものとみなします。なお、その年の最初の特定口座内保管上場株式等の譲渡等の後には、当該年内に特定口座における源泉徴収の取扱いを変更することはできません。
- 5 お客様が当行に対して、法第37条の11の6第2項および租税特別措置法施行令（以下「施行令」といいます。）第25条の10の13第2項に規定する源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書を提出され

ており、その年に交付を受ける上場株式等の配当等を特定上場株式配当等勘定（法第 37 条の 11 の 6 第 4 項第 2 号に規定する上場株式等の配当等に関する記録を他の上場株式等の配当等に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）において受領される場合には、前項に規定されるその年の最初の特定口座内保管上場株式等の譲渡の前であっても、その年最初に当該上場株式等の配当等の支払いが確定した日以後、お客様は、その年における特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得について、源泉徴収を希望しない旨の申し出をすることはできません。

- 6 第 17 条の規定に基づき特定口座が廃止された場合、同一年に再び当行に特定口座を開設することはできません。

（源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書等の提出）

第 3 条 お客様が、法第 37 条の 11 の 6 第 1 項に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算および源泉徴収等の特例の適用を受けるためには、当行に前条に規定する特定口座を開設していただくとともに、同条第 4 項に規定する特定口座源泉徴収選択届出書を提出いただき、上場株式等の配当等の支払確定日前の当行が定める日までに、当行に対して源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書を提出していただく必要があります。

- 2 お客様が、前項に規定される特例の適用を受けることをやめる場合には、上場株式等の配当等の支払確定日前の当行が定める日までに、当行に対して法第 37 条の 11 の 6 第 3 項および施行令第 25 条の 10 の 13 第 4 項に規定する源泉徴収選択口座内配当等受入終了届出書を提出していただく必要があります。ただし、お客様が特定口座廃止届出書（施行令第 25 条の 10 の 7 第 1 項に規定されるものをいいます。以下同じ。）を提出される場合を除きます。

（特定保管勘定における振替口座簿への記載または記録）

第 4 条 特定口座内保管上場株式等の振替口座簿への記載または記録は、特定保管勘定（法第 37 条の 11 の 3 第 3 項第 2 号に定める特定口座に係る振替口座簿への記載または記録がされる上場株式等について、当該振替口座簿への記載または記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）において行います。

（特定上場株式配当等勘定における処理）

第 5 条 第 3 条第 1 項の規定により源泉徴収選択口座において交付を受ける上場株式等の配当等については、源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定において処理します。

（特定口座を通じた取引）

第 6 条 特定口座を開設されたお客様が、当行との間で行う上場株式等の取引については、お客様から特に申し出がない限り、原則として特定口座を通じて行うものとします。

- 2 前項にかかわらず、法第 37 条の 14 第 5 項第 1 号に定める非課税口座（以下「非課税口座」といいます。）を開設されているお客様（購入に係る取引については、その年分の非課税管理勘定が当行の非課税口座に設けられているお客様に限ります。）は、上場株式等（国内公募非上場株式投資信託受益権に限ります。）の取引を当該非課税管理勘定で行うか、特定口座で行うかを選択するものとします。

(所得金額等の計算)

第7条 特定口座における上場株式等の譲渡による所得金額の計算および源泉徴収選択口座内配当等に係る所得金額の計算については、法その他関係法令の定めに基づいて行います。

(源泉徴収等・還付の方法)

第8条 当行は、お客様から特定口座源泉徴収選択届出書の提出を受けた場合、および源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書を提出いただいた場合には、法、地方税法その他関係法令に基づき、所得税および復興特別所得税、地方税の源泉徴収および特別徴収・還付を行います。

- 2 源泉徴収および特別徴収は証券総合取引規定第4条の規定により指定する指定預金口座からの引落としにより行います。指定預金口座からの引落としの際には、普通預金規定または当座勘定規定にかかわらず、普通預金通帳および同払戻請求書または小切手の提出は省略するものとします。
- 3 源泉徴収した税金について還付を行う場合は、指定預金口座へ入金します。

(特定口座に受け入れる上場株式等の範囲)

第9条 当行は、お客様の特定保管勘定においては、以下の上場株式等のみを受け入れます。

- ① 特定口座開設届出書の提出後に、当行で募集の取扱いにより取得したまたは当行から取得した法第37条の11の3第2項に規定する上場株式等のうち当行が取り扱う国内非上場公募投資信託受益権（以下「投資信託」といいます。）または国債（以下「公共債」といいます。）で、その取得後直ちに特定口座に受け入れるもの
- ② 当行以外の金融商品取引業者等に開設されているお客様の特定口座に受け入れられている投資信託または公共債の全部または一部を所定の方法により当行の当該お客様の特定口座に移管（同一銘柄のうち一部のみを移管する場合があります。）することにより受け入れるもの（ただし、当行が取扱いしていない銘柄等は受け入れません。）
- ③ お客様が贈与、相続（限定承認によるものを除きます。）または遺贈（包括遺贈のうち、限定承認に係るものを除きます。以下同じ。）により取得した投資信託または公共債で、当該贈与をした者、当該相続に係る被相続人または当該遺贈に係る包括遺贈者（以下「被相続人等」といいます。）が開設していた特定口座で管理されていた投資信託もしくは公共債、または被相続人等が当行に開設していた非課税口座で管理されていた国内非上場公募株式投資信託受益権、または被相続人等が開設していた特定口座以外の口座に係る振替口座簿に記載または記録がされていた投資信託もしくは公共債で引き続きこれらの口座に係る振替口座簿に記載または記録がされているもので、所定の方法により当行の特定口座に移管（同一銘柄のうち一部のみを移管する場合があります。）されるもの
- ④ お客様が、施行令第25条の10の5第2項の規定により開設された出国口座に係る振替口座簿に引き続き記載または記録がされている投資信託または公共債で、お客様からの出国口座内保管上場株式等移管依頼書の提出により当該出国口座から特定口座への移管により、そのすべてを受け入れるもの
- ⑤ お客様が当行に開設されている特定口座で管理されている投資信託の分割または併合により取得するもので、当該分割または併合に係る投資信託の特定口座への受入れを、振替口座簿に記載または記録をする方法により行うもの
- ⑥ お客様が当行に開設する非課税口座、または当行に開設する法第37条の14の2第5項第1号

に規定する未成年者口座で管理されていた株式投資信託で、所定の方法により、お客様が当行に開設される特定口座へ移管により受け入れるもの（同一銘柄のうち一部のみを移管する場合を除きます。）

（源泉徴収選択口座で受け入れる上場株式等の配当等の範囲）

第 10 条 当行は、お客様の源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定においては、法第 9 条の 3 の 2 第 1 項に規定する投資信託の収益分配金および公共債の利子で同項の規定に基づき当行により所得税等を徴収するもの（当該源泉徴収選択口座が開設されている当行の営業所に係る振替口座簿に記載または記録がされている投資信託および公共債に係るものに限り、）のみを受け入れます。

2 当行が支払いの取扱いをする前項の投資信託の収益分配金または公共債の利子のうち、当行が当該投資信託の収益分配金または公共債の利子をする者から受け取った後直ちにお客様に交付するもののみを、その交付の際に当該源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定に受け入れます。

（譲渡の方法）

第 11 条 特定保管勘定において記載または記録がされている上場株式等の譲渡については、当行に対して譲渡する方法または当該譲渡に係る金銭の交付が当行の本支店を経由して行われる方法により行うものとします。

（特定口座からの上場株式等の払出しに関する通知）

第 12 条 お客様が特定口座から上場株式等の全部または一部の払出しを行った場合には、当行は、お客様に対し、施行令第 25 条の 10 の 2 第 9 項第 1 号の定めるところにより当該払出しの通知を書面により行います。

（上場株式等の移管）

第 13 条 当行は、第 9 条第 2 号、第 4 号、第 6 号に規定する当行の特定口座への移管は、施行令の定めるところにより行います。

（贈与、相続または遺贈による特定口座への受入れ）

第 14 条 当行は、第 9 条第 3 号に規定する贈与、相続または遺贈による特定口座への上場株式等の移管は、施行令の定めるところにより行います。その際、お客様には当行に対して相続上場株式等移管依頼書を提出していただくものとします。

（特定口座年間取引報告書の送付）

第 15 条 当行は、法の定めるところにより特定口座年間取引報告書を作成し、翌年 1 月 31 日までにお客様に交付します。また、第 17 条の規定により特定口座が廃止された場合には、特定口座を廃止した日の属する月の翌月末日までに特定口座年間取引報告書をお客様に交付します。

2 当行は特定口座年間取引報告書 2 通を作成し、1 通はお客様へ交付し、1 通は所轄の税務署に提出します。

3 前二項にかかわらず、お客様の特定口座において上場株式等の譲渡または配当等の受入れがなかった年の特定口座年間取引報告書については、お客様からの請求がない場合には、当行はお客様に交付しないことができることとします。

(届出事項の変更)

第16条 特定口座開設届出書の提出後、お届けの印鑑、氏名、住所、個人番号その他の届出事項に変更があったときには、お客様は遅滞なく特定口座異動届出書（施行令第25条の10の4に規定されるものをいいます。以下同じ。）により当行にお届出いただく必要があります。また、その変更が氏名、住所または個人番号に係るものであるときは、お客様には「個人番号カード」等および住民票の写し、印鑑登録証明書、運転免許証その他一定の書類を提示いただき、確認させていただきます。

2 特定口座を開設している当行の本支店の変更（移管）があったときは、施行令第25条の10の4の規定により、遅滞なく特定口座異動届出書を当行にご提出いただくものとします。

(特定口座の廃止)

第17条 この契約は証券総合取引規定第10条第1項または第2項のいずれかに該当したとき、もしくは次の各号のいずれかの事由が発生したときは直ちに解約され、お客様の特定口座は廃止されるものとします。

① お客様が当行に対して特定口座廃止届出書を提出したとき。ただし、当該特定口座廃止届出書の提出があった日前に支払いの確定した上場株式等の配当等で提出を受けた日において当行がお客様に対してまだ交付していないもの（源泉徴収選択口座に受け入れるべきものに限り、）があるときは、当該特定口座廃止届出書は、当行がお客様に対して当該上場株式等の配当等の交付をした日（2回以上にわたって当該上場株式等の配当等の交付をする場合には、これらの交付のうち最後に交付をした日）の翌日に提出されたものとみなします。

② 特定口座開設者死亡届出書（施行令第25条の10の8に規定されるものをいいます。）の提出があり、相続または遺贈の手続きが完了したとき。

③ お客様が出国により居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないことになったとき。この場合、施行令の規定により特定口座廃止届出書の提出があったものとみなされます。

④ その他やむを得ない事由により、当行が解約を申し出たとき。

2 前項の規定に基づき特定口座が廃止されたときは、第3条の規定により源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書の提出がされていたとしても、源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算および源泉徴収等の特例は適用されません。

(出国口座等)

第18条 前条第1項第3号に該当することとなるお客様は、施行令第25条の10の5第2項に定める要件を満たす場合、出国前に当行の特定口座に係る振替口座簿に記載または記録がされていた上場株式等のすべてにつき、当行に開設される出国口座に係る振替口座簿に引き続き記載または記録をすることにより、帰国後、当行に再び開設される特定口座に当該上場株式等を移管することができます。

2 前項に定める取扱いを希望されるお客様は、出国前に特定口座継続適用届出書を当行に提出し、帰国後、特定口座開設届出書および出国口座内保管上場株式等移管依頼書を当行に提出していただく必要があります。

(法令・諸規則等の適用)

第19条 この約款に定めのない事項については、第1条第3項の規定によるほか、法、地方税法、関係政省令、諸規則等に従って取り扱うものとします。

(免責事項)

第 20 条 お客様が第 16 条の変更手続きを怠ったこと、その他の当行の責めによらない事由により、特定口座に係る税制上の取扱い等に関しお客様に生じた損害については、当行はその責めを負わないものとします。

以 上

平成 28 年 1 月改正

非課税上場株式等管理及び非課税累積投資に関する約款

(約款の趣旨)

- 第1条 この約款は、お客様（第2条第6項に規定する個人のお客様に限ります。）が租税特別措置法（以下「法」といいます。）第9条の8に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税および法第37条の14に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税の特例（以下「特例」といいます。）の適用を受けるために、株式会社神奈川銀行（以下「当行」といいます。）に開設する非課税口座（法第37条の14第5項第1号に規定されるものをいいます。以下同じ。）に係る非課税上場株式等管理契約及び非課税累積投資契約について、法第37条の14第5項第2号および第4号に規定する要件および当行との権利義務関係を明確にするための取り決めです。
- 2 お客様が当行で、この約款に基づき、法第37条の14第5項第4号に規定する「非課税累積投資契約」を締結されるには、あらかじめ当行との間で「投資信託累積投資約款」「投資信託定時定額取引規定」を締結いただくことが必要です。
 - 3 お客様と当行との間における、各サービス、取引等の内容や管理義務に関する事項は、法その他法令およびこの約款に定めがある場合を除き、証券総合取引規定および同規定第2条各号に定める約款・規定等の定めるところにより取り扱うものとします。

この約款と、「証券総合取引規定」「投資信託累積投資約款」「投資信託定時定額取引規定」その他の当行が定める契約条項に定められた事項との間で内容が異なる場合には、この約款が優先するものとします。

(非課税口座開設届出書等の提出)

- 第2条 お客様が特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の9月30日までに当行に非課税口座を開設する場合には、当行に対して法第37条の14第5項第1号および同条第6項に規定する「非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書」並びに「非課税適用確認書の交付申請書」（既に当行に非課税口座を開設しており、平成30年分以後の勘定設定期間に係る「非課税適用確認書の交付申請書」を他の証券会社若しくは金融機関に提出していない場合に限り、）又は「非課税口座開設届出書」及び「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止通知書」若しくは「勘定廃止通知書」（既に当行に非課税口座を開設している場合には、「非課税適用確認書」「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」）を提出するとともに、当行に対して同法第37条の11の3第4項に規定する署名用電子証明書等を送信し、又は租税特別措置法施行規則（以下「施行規則」といいます。）第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所及び個人番号（お客様が租税特別措置法施行令第25条の13第20項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日及び住所。）を告知し、法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。
- ただし、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」については、非課税口座を再開しようとする年（以下「再開年」といいます。）又は非課税管理勘定又は累積投資勘定を再設定しようとする年（以下「再設定年」といいます。）の前年10月1日から再開年又は再設定年の9月30日までの間に提出してください。また、「非課税口座廃止通知書」が提出される場合において、当該廃止通知書の交付の基因となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定又は累積投資勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は当該廃止通知書を受理することができません。

なお、当行は税務署にお客様の非課税適用確認書の交付申請書に係る申請事項を提供し、税務署より

「非課税適用確認書」を受領したときは、お客様から当行に「非課税適用確認書」の提出があったものとして取り扱い、当行で保管します。

- 2 前項にかかわらず、お客様が、すでに他の金融商品取引業者等に非課税口座を開設し、当該非課税口座に非課税管理勘定（非課税口座での取引において振替口座簿へ記載または記録がされる上場株式等について、当該振替口座簿への記載または記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、平成 26 年から平成 35 年までの各年（累積投資勘定が設けられる年を除きます。）に非課税口座に設けられるものをいいます。以下同じ。）または累積投資勘定（この契約に基づき非課税口座での取引において振替口座簿へ記載または記録がされる上場株式等について、当該振替口座簿への記載または記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、平成 30 年から平成 49 年までの各年（非課税管理勘定が設けられる年を除きます。）に非課税口座に設けられるものをいいます。以下同じです。）が設けられている場合において、当該非課税管理勘定または累積投資勘定が設けられた日の属する勘定設定期間内に、当行に非課税口座を開設しようとする場合には、当行所定の非課税口座開設届出書に、勘定廃止通知書（法第 37 条の 14 第 5 項第 7 号に規定するものをいいます。以下同じ。）を添付して、当該口座を開設しようとする年の前年 10 月 1 日から開設しようとする年の 9 月 30 日までに提出してください。
- 3 前二項にかかわらず、お客様が、非課税口座を廃止された場合において、当該非課税口座が廃止された日の属する勘定設定期間内に、当行に非課税口座を再開しようとする場合には、当行所定の非課税口座開設届出書に、非課税口座廃止通知書（法第 37 条の 14 第 5 項第 8 号に規定するものをいいます。以下同じ。）を添付して、当該口座を開設しようとする年の前年 10 月 1 日から開設しようとする年の 9 月 30 日までに提出してください。ただし、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定または累積投資勘定にすでに上場株式等の受入れをしているときは、当該廃止した日の属する年の 10 月 1 日以降でなければ、当該書類を受領することができません。
- 4 前三項の際、お客様には、施行規則第 18 条の 12 第 3 項に基づき、同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類および住民票の写し、健康保険の被保険者証、国民年金手帳、運転免許証その他一定の書類を提示いただき、氏名、生年月日、住所および個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいいます。以下同じ。）を告知し、法その他の法令で定める本人確認を受けていただきます。
- 5 第 1 項の「非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書」が、各勘定設定期間の開始日の属する年の前年 10 月 1 日から当該年中に提出され、当行が当該年の 12 月 31 日までに税務署より「非課税適用確認書」を受領した場合には、提出された日の属する年の翌年 1 月 1 日に非課税口座が開設されます。「非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書」が、各勘定設定期間の開始日の前年中に提出されたものの、当行が税務署より「非課税適用確認書」を受領した日が当該勘定設定期間の開始日以降である場合、または各勘定設定期間の開始日から当該勘定設定期間の終了日の属する年の 9 月 30 日までの間に提出された場合には、当行が税務署より「非課税適用確認書」を受領した後に非課税口座が開設されます。「非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書」が提出された日に非課税口座は開設されません。
- 6 第 2 項または第 3 項の規定により、勘定廃止通知書または非課税口座廃止通知書（以下併せて「廃止通知書」といいます。以下同じ。）の提出を受けた場合、当行は税務署にお客様の廃止通知書に係る提出事項を提供します。非課税口座は、当行が税務署より非課税口座を開設することができる旨の通知を受領した後に開設されます。ただし、10 月 1 日から 12 月 31 日までに当行がお客様から廃止通知書を受領し、同年中に税務署より非課税口座を開設することができる旨の通知を受領した場合には、翌年 1 月 1 日に非

課税口座が開設されます。

- 7 非課税口座の開設ができるのは、当該口座を開設する日の属する年の1月1日において満20歳以上である居住者または恒久的施設を有する非居住者のお客様に限られます。

(非課税管理勘定の設定)

第3条 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定は、第2条第1項の「非課税適用確認書」、又は廃止通知書に記載された非課税管理勘定の勘定設定期間においてのみ設けられます。

- 2 前項の非課税管理勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日（「非課税適用確認書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日）において設けられ、廃止通知書が提出された場合は、所轄税務署長から当行にお客様の非課税口座の開設又は非課税口座への非課税管理勘定の設定ができる旨等の提供があつた日（非課税管理勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があつた場合には、同日）において設けられます。

(累積投資勘定の設定)

第3条の2 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための累積投資勘定は、第2条第1項の「非課税適用確認書」、廃止通知書に記載された累積投資勘定の勘定設定期間においてのみ設けられます。

- 2 前項の累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日（「非課税適用確認書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日）において設けられ、廃止通知書が提出された場合は、所轄税務署長から当行にお客様の非課税口座の開設又は非課税口座への累積投資勘定の設定ができる旨等の提供があつた日（累積投資勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があつた場合には、同日）において設けられます。

(非課税管理勘定又は累積投資勘定における処理)

第4条 非課税上場株式等管理契約に基づいた上場株式等の振替口座簿への記載または記録は、非課税口座に設けられた非課税管理勘定において処理します。

- 2 非課税累積投資契約に基づいた上場株式等の振替口座簿への記載または記録は、非課税口座に設けられた累積投資勘定において処理します。

(非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲)

第5条 当行は、お客様の非課税口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等（当該非課税口座が開設されている当行の営業所に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされるものに限り、）のみを受け入れます。

- ① 次に掲げる上場株式等で、第3条第2項に基づき非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の額（イの場合、購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、口の移管により受け入れた上場株式等についてはその移管に係る払出し時の金額をいいます。）の合計額が120万円（②により受け入れた上場株式等がある場合には、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額を控除した金額）を超えないもの
- イ 非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に当行が行う上場株式等の募集（金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するものに限り、）により取得をした上場株式等で、その取得後直ちに非課税口座に受け入れられるもの

- 他年分非課税管理勘定（当該非課税管理勘定を設けた非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定又は当該非課税口座が開設されている当行の営業所に開設された法第37条の14の2第5項第1号に規定する未成年者口座に設けられた同項第3号に規定する非課税管理勘定をいいます。）から租税特別措置法施行令（以下「施行令」といいます。）第25条の13第9項各号の規定に基づき移管がされる上場株式等（②に掲げるものを除きます。）
- ② 施行令第25条の13第10項により読み替えて準用する同条第9項各号の規定に基づき、他年分非課税管理勘定から、当該他年分非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過した日の翌日に、同日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる上場株式等
- ③ 施行令第25条の13第11項各号に規定する上場株式等

（累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲）

第5条の2 当行は、お客様の非課税口座に設けられた累積投資勘定においては、お客様が当行と締結した累積投資契約に基づいて取得した次に掲げる上場株式等（法第37条の14第1項第2号イ及びロに掲げる上場株式等のうち、当該上場株式等を定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、その証券投資信託に係る委託者指図型投資信託約款において施行令第25条の13第13項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすものに限り、）のみを受け入れます。

- ① 第3条の2第2項に基づき累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の額（購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいいます。）の合計額が40万円を超えないもの
 - ② 施行令第25条の13第18項において準用する同条第11項第1号、第4号及び第10号に規定する上場株式等
- 2 前項の規定にしたがい累積投資勘定に受け入れる上場株式等のお取引に際しては、販売及び解約に係る手数料ならびに取引口座の管理、維持等に係る口座管理料はいただいております。
- 3 お客様が当行において、非課税累積投資契約に基づき累積投資勘定に受け入れた上場株式等について、その上場株式等に係る投資信託約款の変更や流動性の低下等により、法第37条の14又は施行令第25条の13第13項の要件を満たさなくなり、又は内閣府告示第540号第5条に規定する「対象商品廃止等届出書が提出されたことで、当行の「投資信託累積投資約款」「投資信託定時定額取引規定」によりお客様が取得のお申込みをすることができる投資信託の銘柄から除外されることとなった場合には、当該上場株式等については、当該告示第5条第1項各号に該当することとなる日において、非課税口座から課税口座に払い出されます。

（譲渡の方法）

第6条 非課税管理勘定又は累積投資勘定において振替口座簿への記載又は記録がされている上場株式等の譲渡は当行への売委託による方法、当行に対して譲渡する方法、上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当行の営業所を経由して行われる方法のいずれかの方法により行います。

（非課税口座内上場株式等の払出しに関する通知）

第7条 法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、非課税管理勘定又は累積投資勘定からの上場株式

等の全部又は一部の払出し（振替によるものを含むものとし、第5条第1号ロ及び第2号に規定する移管に係るもの、施行令第25条の13第11項各号に規定する事由に係るもの並びに特定口座への移管に係るものを除きます。）があった場合（同項各号に規定する事由により取得する上場株式等で非課税管理勘定に受け入れなかったものであって、非課税管理勘定に受け入れた後直ちに当該非課税管理勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。）には、当行は、お客様（相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者）に対し、当該払出しのあった上場株式等の法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額及び数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日等を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。

- 2 法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、累積投資勘定からの上場株式等の全部又は一部の払出し（振替によるものを含むものとし、施行令第25条の13第18項において準用する同条第11項第1号、第4号及び第10号に規定する事由に係るもの並びに特定口座への移管に係るものを除きます。）があった場合（同項第1号、第4号及び第10号に規定する事由により取得する上場株式等で累積投資勘定に受け入れなかったものであって、累積投資勘定に受け入れた後直ちに当該累積投資勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。）には、当行は、お客様（相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者）に対し、当該払出しがあった上場株式等の法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額及び数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日等を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。

(非課税管理勘定終了時の取扱い)

第8条 この約款に基づき非課税口座に設定した非課税管理勘定は当該非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降5年を経過する日に終了いたします（第2条第6項により廃止した非課税管理勘定を除きます。）。

- 2 前項の終了時点で、非課税管理勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に應じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。
- ① お客様から当行に対して第5条第2号の移管を行う旨その他必要事項を記載した「非課税口座内上場株式等移管依頼書」の提出があった場合 非課税口座に新たに設けられる非課税管理勘定への移管
 - ② お客様が当行に特定口座を開設しており、お客様から当行に対して施行令第25条の10の2第14項第25号イに規定する書類の提出があった場合 特定口座への移管
 - ③ 前各号に掲げる場合以外の場合 一般口座への移管

(累積投資勘定終了時の取扱い)

第8条の2 この約款に基づき非課税口座に設定した累積投資勘定は当該累積投資勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降20年を経過する日に終了いたします（第2条第6項により廃止した累積投資勘定を除きます。）。

- 2 前項の終了時点で、累積投資勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に應じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。

- ① お客様が当行に特定口座を開設しており、お客様から当行に対して施行令第25条の10の2第14項第25号イに規定する書類の提出があった場合 特定口座への移管
- ② 前号に掲げる場合以外の場合 一般口座への移管

(累積投資勘定を設定した場合の所在地確認)

第9条 当行は、お客様から提出を受けた第2条第1項の「非課税口座開設届出書」(「非課税口座開設届出書」の提出後に氏名又は住所の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出があった場合には、当該「非課税口座異動届出書」をいいます。)に記載又は記録されたお客様の氏名及び住所が、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める事項と同じであることを、基準経過日(お客様が初めて非課税口座に累積投資勘定を設けた日から10年を経過した日及び同日の翌日以後5年を経過した日ごとの日をいいます。)から1年を経過する日までの間(以下「確認期間」といいます。)に確認いたします。

- ① 当行がお客様から施行規則第18条の12第4項に規定する住所等確認書類の提示又は施行令第25条の13第9項第1号に規定する特定署名用電子証明書等の送信を受け、当該基準経過日における氏名及び住所の告知を受けた場合 当該住所等確認書類又は特定署名用電子証明書等に記載又は記録がされた当該基準経過日における氏名及び住所
 - ② 当行からお客様に対して書類を郵送し、当該書類にお客様が当該基準経過日における氏名及び住所を記載して、当行に対して提出した場合 お客様が当該書類に記載した氏名及び住所
- 2 前項の場合において、確認期間内にお客様の基準経過日における氏名及び住所が確認できなかった場合には、当該確認期間の終了の日の翌日以降、お客様の非課税口座に係る累積投資勘定に上場株式等の受入れを行うことはできなくなります。ただし、同日以後、前項各号のいずれかの方法によりお客様の氏名及び住所を確認できた場合又はお客様から氏名、住所又は個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合には、その該当することとなった日以後は、この限りではありません。

(非課税管理勘定と累積投資勘定の変更手続き)

第10条 お客様が当行に開設した非課税口座にその年の翌年以後に設けられることとなっている勘定の種類を変更しようとする場合には、勘定の種類を変更する年の前年中に、当行に対して「非課税口座異動届出書」を提出していただく必要があります。

- 2 お客様が当行に開設した非課税口座に設けられた、その年の勘定の種類を変更しようとする場合には、その年の9月30日までに、当行に対して「金融商品取引業者等変更届出書(勘定変更用)」をご提出いただく必要があります(ただし、当該変更届出書が提出される日以前に、設定年分の非課税管理勘定又は累積投資勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当行は当該変更届出書を受理することができません)。この場合において、当行は、「金融商品取引業者等変更届出書(勘定変更用)」の提出を受けて作成した「勘定廃止通知書」をお客様に交付することなく、その作成をした日にお客様から提出を受けたものとみなして、法第37条の14第21項の規定を適用します。

(非課税口座取引である旨の明示)

第11条 お客様が受入期間内に、当行が行う上場株式等の募集により取得をした上場株式等を非課税口座に受け入れようとする場合には、当該取得に係る注文等を行う際に、累積投資契約による場合は当該契約締結の際に、当行に対して非課税口座への受入れである旨の明示を行っていただく必要があります。なお、

非課税累積投資契約においては、当該各年の累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に取得することとなる上場株式等の購入の代価が、40万円を超えることとなる累積投資契約は、締結することができません。

なお、お客様から特にお申出がない場合、もしくは非課税累積投資契約の場合において、分配金再投資その他（分配金再投資は、当該年分および過去の年分の累積投資勘定で保有する投資信託の分配金に限ります。）による上場株式等の取得により、受入期間に受け入れた上場株式等の取得対価の額の合計額が40万円を超える場合は、その超過分に係る上場株式等は、特定口座又は一般口座による買付とさせていただきます（特定口座による取引は、お客様が特定口座を開設されている場合に限ります。）。

- 2 お客様が非課税口座及び非課税口座以外の口座で同一銘柄の上場株式等を保有している場合であって、非課税口座で保有している上場株式等を譲渡するときには、その旨の明示を行っていただく必要があります。なお、お客様から、当行の非課税口座で保有している上場株式等を譲渡する場合には、先に取得したものを譲渡することとさせていただきます。

(契約の解除)

第12条 次の各号に該当したときは、それぞれに掲げる日にこの契約は解除されます。

- ① お客様から法第37条の14第17項に定める「非課税口座廃止届出書」の提出があった場合 当該提出日
- ② 施行令第25条の13の4第1項に定める「出国届出書」の提出があった場合 出国日
- ③ お客様が出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合 施行令第25条の13の4第2項に規定する「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（出国日）
- ④ お客様の相続人・受遺者による相続・遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）の手続きが完了し、施行令第25条の13の5に定める「非課税口座開設者死亡届出書」の提出があった場合 当該非課税口座開設者が死亡した日
- ⑤ お客様がこの約款の変更に同意されないとき

(約款の変更)

第13条 この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。なお、改定の内容が、お客様の従来の権利を制限し、又はお客様に新たな義務を課すものであるときは、その改定事項を通知します。この場合、所定の期日までに異議のお申出がないときは、その変更に同意したものとみなします。

- 2 前項の通知は、変更の影響が軽微であると判断される場合には、当行ホームページ等への掲載によって代えることがあります。

以上

平成29年10月改正

【H29.10改定 帳票No.資233】